

家計急変の考え方について（その1）

<考え方のポイント>

①家計急変の事由について

- 家計が急変した事由が存在すること（失職、倒産、死亡 等）
- 災害等に起因しない離職（定年退職等）は対象とならない

②家計急変後の収入の見込について

- 家計急変後、その状況が継続することが見込まれること
- 収入見込額は証拠に基づき客観的に妥当と認められる計算により算出したものであること
- 収入見込額には退職金や失業手当を含めない
- 家計急変後の向こう1年間の収入見込額が住民税所得割額非課税世帯に相当すること
- 家計急変で申請した翌年度の通常申請（7月1日基準日）時に住民税所得割額非課税もしくは生活保護で認定されることが見込まれること

審査中に就職する等して家計の状況が変化し、年収見込額が非課税世帯を超えることが判明した場合は、家計急変世帯として認定できないため、必ず申し出ること。

【収入見込額の算出方法の例】

- ・ 会社が作成した向こう1年間の給与見込証明書
- ・ 家計急変後3か月間の給与明細書の平均金額×12
- ・ 季節によって収入に多寡がある職に就労している者（農林漁業従事者等）で、家計急変がなければ前年と同程度の収入が見込まれる場合に、家計急変後3か月程度の収入を前年の同一期間と比較した差額（減少額）を前年の収入から除した額

【住民税所得割合算額が非課税の世帯の例】

| 世帯構成 | 年収見込 |
|------|--------------|
| 1人世帯 | 1,000,000円未満 |
| 2人世帯 | 1,700,000円未満 |
| 3人世帯 | 2,214,286円未満 |
| 4人世帯 | 2,714,286円未満 |
| 5人世帯 | 3,214,286円未満 |
| 6人世帯 | 3,700,000円未満 |
| 7人世帯 | 4,137,500円未満 |
| 8人世帯 | 4,575,000円未満 |

※ 世帯構成は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数。

※ 寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下（年収約204万円）の場合は非課税となる。

<年収見込額の計算方法>

例：4人世帯（本人・控除対象配偶者・扶養親族2人）の場合

住民税の非課税限度額は

「350,000×世帯人数+320,000（扶養親族等がいる場合）」のため、
4人世帯（本人・控除対象配偶者・扶養親族2人）の場合の非課税限度額は、
350,000×4+320,000 = 1,720,000 ……①

収入金額をAとしたときの給与所得控除額は、
所得税法第28条第3項第2号より、

$$720,000 + (A - 1,800,000) \times 30/100 = 720,000 + 3/10A - 540,000$$

$$= 3/10A + 180,000 \dots\dots②$$

給与所得の金額は「収入金額－給与所得控除額」のため、
住民税が非課税となる収入金額Aの限度額は、①=A－②となる。

$$1,720,000 = A - (3/10A + 180,000)$$

$$= A - 3/10A - 180,000$$

$$7/10A = 1,900,000$$

$$A = 2,714,285.714\dots\dots \Rightarrow 2,714,286 \text{円}$$

なお、1,800,000 < A ≤ 3,600,000 のため、給与所得控除額は第2号適用

【参考】所得税法（抜粋）

第28条

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 前項に規定する収入金額が180万円以下である場合 当該収入金額の100分の40に相当する金額（当該金額が65万円に満たない場合には、65万円）
- 二 前項に規定する収入金額が180万円を超え360万円以下である場合 72万円と当該収入金額から180万円を控除した金額の100分の30に相当する金額との合計額
- 三 前項に規定する収入金額が360万円を超え660万円以下である場合 126万円と当該収入金額から360万円を控除した金額の100分の20に相当する金額との合計額

| | |
|---|---|
| <p>〔1人世帯〕 非課税限度額 350,000 給与所得控除額 650,000 収入金額A 350,000 = A - 650,000 A = 1,000,000 ※A ≤ 1,800,000 のため、第1号適用 Aの40/100 < 650,000 のため、給与所得控除額は650,000</p> | <p>〔2人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 2 + 320,000 = 1,020,000 給与所得控除額 A × 40/100 = 4/10A 収入金額A 1,020,000 = A - 4/10A A = 1,700,000 ※A ≤ 1,800,000 のため、第1号適用 Aの40/100 ≥ 650,000 のため、給与所得控除額はAの40/100</p> |
| <p>〔3人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 3 + 320,000 = 1,370,000 給与所得控除額 720,000 + (A - 1,800,000) × 30/100 = 3/10A + 180,000 収入金額A 1,370,000 = A - (3/10A + 180,000) A = 2,214,285.714\dots\dots ⇒ 2,214,286 ※1,800,000 < A ≤ 3,600,000 のため、第2号適用</p> | <p>〔4人世帯〕 上記のとおり</p> |
| <p>〔5人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 5 + 320,000 = 2,070,000 給与所得控除額 720,000 + (A - 1,800,000) × 30/100 = 3/10A + 180,000 収入金額A 2,070,000 = A - (3/10A + 180,000) A = 3,214,285.714\dots\dots ⇒ 3,214,286 ※1,800,000 < A ≤ 3,600,000 のため、第2号適用</p> | <p>〔6人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 6 + 320,000 = 2,420,000 給与所得控除額 1,260,000 + (A - 3,600,000) × 20/100 = 2/10A + 540,000 収入金額A 2,420,000 = A - (2/10A + 540,000) A = 3,700,000 ※3,600,000 < A ≤ 6,600,000 のため、第3号適用</p> |
| <p>〔7人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 7 + 320,000 = 2,770,000 給与所得控除額 1,260,000 + (A - 3,600,000) × 20/100 = 2/10A + 540,000 収入金額A 2,770,000 = A - (2/10A + 540,000) A = 4,137,500 ※3,600,000 < A ≤ 6,600,000 のため、第3号適用</p> | <p>〔8人世帯〕 非課税限度額 350,000 × 8 + 320,000 = 3,120,000 給与所得控除額 1,260,000 + (A - 3,600,000) × 20/100 = 2/10A + 540,000 収入金額A 3,120,000 = A - (2/10A + 540,000) A = 4,575,000 ※3,600,000 < A ≤ 6,600,000 のため、第3号適用</p> |